

保育料無償化のお知らせ

保育所、認定こども園を利用する**3歳児から5歳児**までのお子様と**0歳児から2歳児**までの**住民税非課税世帯**のお子様の保育料が無償化されます。

保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全てのお子様の保育料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - 給食費、布団のリース代、延長保育料などは、保護者の負担になります（無償化となるのは基本の保育料のみ）。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子様と全ての世帯の第3子以降のお子様については、給食費の内、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- **0歳児から2歳児までのお子様については、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。**
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

1号認定の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 保育料（基本の利用料）が無償化となるための、新たな手続きは不要ですが、預かり保育の利用料の無償化の対象となるためには、**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。（新2号認定）
- **利用日数に応じて、最大月額1万1300円（令和8年10月利用分より1万2300円に改定）までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。（1日の支給上限額は450円（令和8年10月利用分より490円に改定））**
- 食材料費、行事費、教材費などは、保護者の負担になります。

上記のとおり、預かり保育の利用料の無償化の対象となるためにお持ちの1号認定（教育・保育給付認定）とは別に新2号認定（施設等利用給付認定）を取得する必要があります。

◎ **新2号認定**とは、3歳になってから最初の4月1日を迎えた小学校就学前の子どもであって、保護者の労働などにより保育の必要性のある子どもを指します。

◎ 新2号認定を取得するためには、

① **子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式その2）**

② **保育の必要性を認定するための添付書類**

の提出が必要になります。新2号認定の取得を希望される方は、市役所まで必要書類のご提出をよろしくお願いいたします。

◎ 支払方法は償還払いとなります。

（利用者が利用料を一旦負担し、その後自治体に申請することで払い戻しを受ける方法）

また、償還払いの請求可能期間は2年間となります。利用月から2年を過ぎると請求できなくなるため、ご注意ください。

【償還払いのイメージ】



認定こども園

①

②

③

④

- ① 預かり保育の利用契約
- ② 利用料の支払い
- ③ 領収書等の発行
- ④ 施設等利用費の請求書提出



保護者の皆様



⑤ 施設等利用費の支払い
(月額上限 1 万 1 3 0 0 円まで)
(令和 8 年 1 0 月利用分より 1 万 2 3
0 0 円に改定)



市役所